



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年11月21日火曜日 第462号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）...1243  
 保安林の指定の解除（2件）.....（ " ）...1243  
 廃川敷地等の発生.....（河川課）...1243  
 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（東予地方局農村整備課）...1243  
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）...1244  
 道路の供用開始（県道池田中山線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1244

## 告 示

### ○愛媛県告示第1199号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月21日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
西予市宇和町下川3382の2、3383、3384の2、3389の2
- 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

### ○愛媛県告示第1200号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年11月21日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所  
松山市門田町丙208の9、丙208の10、丙208の12、丙209の19から丙209の21まで、丙209の23
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

### ○愛媛県告示第1201号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年11月21日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所  
松山市門田町丙208の11、丙209の26、丙209の27
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由

### 道路用地とするため

### ○愛媛県告示第1202号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年11月21日

愛媛県知事 中村時広

- 河川の名称  
二級河川加茂川水系加茂川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
令和5年11月21日
- 廃川敷地等の位置  
(1) 西条市大町字常心1150番5の一部  
(2) 西条市大町字常心1151番2の一部  
(3) 西条市大町字常心1152番4の一部
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。）62.29平方メートル

### ○愛媛県告示第1203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年11月21日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

### 就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 悦 明	新居浜市新須賀町1-7-29
"	岡 田 光 正	新居浜市新須賀町1-7-17

### 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 宗 樹	新居浜市新須賀町2-4-18

○愛媛県告示第1204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年11月21日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 栄 一	新居浜市山田町3 - 15

○愛媛県告示第1205号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年11月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 3) 第17808号	令和3年10月14日	(株)ネクセル	橋本 圭二	松山市南高井町806 - 1	令和5年10月10日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般 - 2) 第15825号	令和2年10月12日	(有)彩栄電設	門本 涉式	松山市和泉北2 - 13 - 4	令和5年10月20日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 3) 第9189号	令和3年8月15日	カタオカ建設(有)	吉金 広美	松山市来住町1376	令和5年10月23日	土木工事業 とび・土工事業 解体工事業	建設業の廃止
(般 - 3) 第13392号	令和3年5月20日	三原電機工業(株)	三原 春美	伊予市市場57 - 1	令和5年10月30日	電気工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南417番から 同町大瀬南318番3まで	令和5年11月21日